

# 「イノベーションを支えるデータ倫理規範の 形成」

データ利活用のための ETHICS BY DESIGN

横野 恵

早稲田大学社会学部 准教授

# イノベーションを支えるデータ倫理規範の形成

## データ利活用のための ethics by design

横野 恵

Megumu Yokono

早稲田大学

本プロジェクトでは、データ倫理に関する学術的議論および実践的取り組みの状況について国際的な現状と全体像を把握し、それに基づきデータ倫理の基本的な考え方を提示した。米国では、データ倫理の実践を通じて社会からの信頼を醸成しようとする企業等の動きが見られる。また、国際的にはデータ倫理に関する学問的議論も盛んになっている。一方で、データ倫理の実践と学問的理論は必ずしも接続していないことが明らかになった。

日本においては、パーソナルデータの利活用自体に抑制的な傾向が強く、利活用に関わる倫理的・社会的課題も欧米ほどには顕在化はしていない。そのため、データ倫理に対する関心や取り組みは萌芽的なものにとどまっている。

国内においては、データ倫理の観点を取り入れた組織的な取り組みを実践することで法令に基づくデータの利活用を推進することが望ましい。

### 1. 背景

現在、あらゆる分野でパーソナルデータをはじめとした大量のデジタルデータを流通させ、利活用して経済成長やイノベーションを促進することが期待されている。

日本では、「第5期科学技術基本計画」(2016)で多種多様なデータを利活用したイノベーションにより実現を目指す超スマート社会「Society5.0」が提唱され、科学技術イノベーション政策の中核としてデータ駆動型社会への変革が推進されてきた。2021年6月には、データの適正な利活用の推進に向け「包括的データ戦略」<sup>1</sup>が閣議決定されている。同戦略は、データは「智恵・価値・競争力の源泉であるとともに、課題先進国である日本の社会課題を解決する切り札」と位置付ける。

一方で、データのもつ経済的価値の高まり(いわゆる「データの資源化」)やデータの収集・利用の拡大に伴い、データの取り扱いにおける倫理的・社会的問題も指摘されるようになった。Society5.0で構想される科学技術イノベーションの活用を通じた人間中心社会の構築とその社会的受容のためには、責任あるデータ利用を確保することが必要不可欠であると考えられる。

### 2. 本プロジェクトの課題設定および目標

欧米では、2018年頃からこうした課題に「データ倫理(Data Ethics)」の観点から取り組む動きが見られるようになってきた。英国では2018年に、政府がデータ倫理・イノベーションセンター(Centre for Data Ethics and Innovation)を設置し、この分野の政策的な課題を学際的に検討する体制が導入された。米国を中心に民間企業においてもデータ倫理は企業の経営課題であるという認識が広がっており、倫理規範の策定やそれに基づくガバナンス体制の構築等の実務的な取り組みが報告されている。また、応用倫理学の一分野としてもデータ倫理に注目が集まっている。

翻って、国内では、政策・実務・研究いずれのレベルにおいてもデータ倫理規範およびそれに基づくガバナンスのあり方についての体系的な検討はほとんど行われておらず、上述のような国外の動向についても紹介や調査がなされていない。

そこで本プロジェクトでは、おもにパーソナルデータの取り扱いに着目し、国内外の現状の把握や倫理的な分析により、データ倫理の学問的基礎を形成し、学問的・理論的な基礎づけのあるデータ倫理のあり方を提案することを目指した。また、本研究の実施全体を通じて「データ倫理」という切り口からの課題

<sup>1</sup>「包括的データ戦略」(令和3年(2021年)6月18日)  
<[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/informa](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/576be222-e4f3-494c-bf05-8a79ab17ef4d/210618_01_doc03.pdf)

[tion/field\\_ref\\_resources/576be222-e4f3-494c-bf05-8a79ab17ef4d/210618\\_01\\_doc03.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/576be222-e4f3-494c-bf05-8a79ab17ef4d/210618_01_doc03.pdf)>

の明確化と分析視点の提供を狙った。

### 3. 調査・分析の方法

本プロジェクトでは、主として文献調査およびヒアリング調査により、①国際的な議論状況・諸外国での取り組みの調査、②国内の現状および課題の把握と分析を行なった（①に関しては、米欧を対象とし、米国については主として民間企業の取り組みの動向を、欧州については英国、フランス、およびEUに焦点を当て、主として政策と学術的議論の動向を調査した）。③これらの調査結果を研究会等を通じて関連分野の専門家や実務者と共有し、助言を得ながら議論を行い、さらに検討を加えた。

本Policy Paperでは、上記の成果に基づいて、おもに国内外の現状とデータ倫理の意義について述べる。

### 4. 調査・分析の結果

本プロジェクトにおいて実施した調査・分析により得られた結果に基づき、以下では（1）国際的な議論状況および諸外国での取り組みと（2）国内の状況を概観する。

#### （1）国際的な議論状況および諸外国での取り組み

1) データ倫理に関する議論の背景と全体像  
英語圏では2010年台後半ごろから、data ethicsという用語を使った議論が見られるようになり、とくに2018年以降増加した。

2018年には、5月にEUでGDPR（一般データ保護規則）が施行されており、その直前（3月）にはケンブリッジアナリティカ事件<sup>2</sup>に関する報道がなされ世界的に大きな注目を集めた。また、民間部門の情報プライバシー関連の法規制が比較的緩やかな米国においても同年6月にカリフォルニア州で米国の州法としては厳格な消費者プライバシー法（CCPA）が成立した。これらが契機となり、世界的に個人データの保護に対する意識や関心が高まり、同時にFacebook（当時）をはじめとした巨大IT企業（ビッグテック）によるデータ覇権主義への警戒が強まることとなった。

<sup>2</sup> 詳細については、The Guardianの記事アーカイブ<<https://www.theguardian.com/news/series/cambridge-analytica-files>>やブリタニー・カイザー（染田屋茂ほか訳）『告発 フェイスブックを揺るがした巨大スキャンダル』（ハーバーコリンズ・ジャパン、2019）等を参照。

<sup>3</sup> Lina Dencik, Arne Hintz, Joanna Redden, Emiliano Treré, Data Justice, London: SAGE Publishing, 2022

<sup>4</sup> Shoshana Zuboff, The Age of Surveillance Capitalism: The Fight for a Human Future at the New Frontier of Power. London: Profile Books, 2019（邦訳ショシャナ・ズボフ（野中香方子訳）『監視資本主義 人類の未来を賭けた闘い』（東洋経済新報社、2021））。

データ倫理の議論がなされるようになった背景には、社会のデータ化（datafication）<sup>3</sup>、そしてビッグデータの集積と高度化したテクノロジーによるその解析・利活用（とくにビッグテックによるもの）によって正義に反する状態が生じているという認識が存在する。

指摘される不正義としてはまず、①プラットフォームとも呼ばれるビッグテックへのデータ、ひいては富と権力の集中による支配力の増大とそれに対して脆弱かつ被支配的な立場に置かれるユーザーとの非対称性（ズボフは自社のプラットフォームを通じて、ユーザーのデータを収集・利用して収益化するビジネスモデルをユーザーの人間としての経験を搾取することによって成立する「監視資本主義」であると批判する<sup>4</sup>）があげられる。こうしたビッグテックに対する批判・反感の高まりは「テックラッシュ」と呼ばれ、この表現も2018年ごろから目立つようになった<sup>5</sup>。

また、②ビッグデータを利用した技術が社会の中で用いられることで個人のプライバシーが侵害されるだけでなく、民主主義や公平性、あるいは主権／国家といった社会の中で伝統的に重視されてきた価値や概念、あるいはそれらを保護するための伝統的手段が毀損される可能性に対する懸念もしばしば挙げられる（ケンブリッジアナリティカ事件に象徴される選挙、ひいては民主主義への影響やアルゴリズムの利用による差別や偏見の助長・再生産の問題がしばしば指摘される）。

このような不正義の是正を試みる議論のアプローチとしては主として以下の①から③がある<sup>6</sup>。

① ビッグテックそのものを解体すること等によりデータや権力が集中することを防ごうとするもの（反トラスト法による規制でこれを実現しようとする米国のリナ・カーンらの議論<sup>7</sup>が注目される）

② データの収集・利用に関するビッグテックのふるまいをより正義に適うものにしようとするもの（企業倫理としてのデータ倫理の要請。また、法的義務としてこれを構成し、実効性をもたせようとする

<sup>5</sup> Rana Foroohar, Year in a Word: Techlash, Financial Times December 17, 2018

<https://www.ft.com/content/76578fba-fca1-11e8-ac00-57a2a826423e>.

<sup>6</sup> 「データ倫理」の名の下に行われる議論は、とくに米国では主に②の観点からのものであるが、①から③が複雑に交錯しながら関連する議論が展開されている。また、議論のフィールドも学術的な議論から法制定等の政策に直結する議論まで多様である。

<sup>7</sup> Lina M. Khan, The Separation of Platforms and Commerce, 119 Colum. L. Rev. 973 (2019).

る議論として、ジャック・バルキンの「情報信託」<sup>8</sup>がある)

③ ユーザーの側の権利（とくにプライバシーの権利）を強化することにより、ビッグテックによる恣意的なデータ収集・利用に対抗しようとするもの（ヴェリッツの Privacy is Power<sup>9</sup>に代表される）。こうした背景の下でプライバシーの概念を再構成しようとする議論（米国のダニエル・ソローブ<sup>10</sup>に代表される）も注目を集めている。一方で、個人のプライバシーを基軸とするアプローチには限界も指摘されており、それを克服しようとする議論も見られる。例えば、プロファイリングによる類型化に伴って生じうる不正義は個人のプライバシーに着目することによって解決されないという観点から個人だけでなく、集団に対してもプライバシー権を認めようとするフロリディの「グループ・プライバシー」の議論はその一例といえる<sup>11</sup>。また、バルキンの「情報信託」は、情報プライバシー権を自己情報コントロール権として構成する従来の考え方では、むしろ形式的な同意に基づくビッグテックの恣意的なデータ収集・利用を許容してしまう可能性があるという観点から、ビッグテックに信頼に値するふるまいを義務付けることを狙って提案されている。

2) 米国におけるデータ倫理の取り組み  
米国にはビッグテックの多くが拠点を置く。かつて

はビッグテックの経営陣やエンジニアが、自分たちは価値中立的なツールを提供しているだけであって、それが利用されることによって生じる結果に関して責任は生じないといった立場を示すことは珍しくなかった。

しかし、2018年のケンブリッジアナリティカ事件を契機に、企業やエンジニアの倫理的責任が論じられるようになった<sup>12</sup>。Gartner社の「ハイブ・サイクル」には、2020年に「顧客データ倫理 (Customer Data Ethics)」がはじめて登場している<sup>13</sup>。

米国では、データ倫理は、主として民間企業が他者や企業自身への危害のリスクを軽減するために、法令遵守を超えてデータ（とくに顧客データ）の倫理的に取り扱うための取り組みととらえられている<sup>14</sup>。アカデミアでの取り組みもなんらかの形で民間企業との関係があるものが多い<sup>15</sup>。

データ倫理の具体的な実践としては、①倫理を担当する役職の設置 (Chief Data Ethics Officer など肩書きに「倫理」を含む役職の新設や既存の役職 (CPO, CDO など) の職掌へのデータ倫理の追加<sup>16</sup>)、②データ倫理に関する諮問等の機能を担う委員会の設置 (医学研究における IRB (機関内審査委員会) をモデルにする場合が多い)、③データ倫理に関する社内レビュープロセスの明確化、④倫理原則や倫理指針の策定、等が挙げられる<sup>17</sup>。

<sup>8</sup> Jack M. Balkin, Information Fiduciaries and the First Amendment (February 3, 2016). Yale Law School, Public Law Research Paper No. 553, Available at SSRN: <https://ssrn.com/abstract=2675270>; Jack M. Balkin, The Fiduciary Model of Privacy, *Harvard Law Review* 134, no. 1 (2020): p. 11-  
<<https://harvardlawreview.org/2020/10/the-fiduciary-model-of-privacy/>>.

<sup>9</sup> Carissa Véliz, *Privacy Is Power: Why and How You Should Take Back Control of Your Data*, London: Penguin Random House, 2020.

<sup>10</sup> Daniel J. Solove, *Understanding Privacy*, Harvard University Press, 2008 (邦訳: ダニエル・J・ソローブ (大谷卓史訳) 『プライバシーの新理論』 (みすず書房, 2013年) .

<sup>11</sup> Luciano Floridi, "Group Privacy: A Defence and an Interpretation," in Linnet Taylor, Luciano Floridi, and Bart van der Sloot eds. *Group Privacy New Challenges of Data Technologies*, 2017, pp. 83-100.

<sup>12</sup> Yonatan Zunger, 'Computer science faces an ethics crisis. The Cambridge Analytica scandal proves it' *Boston Globe* (March 22, 2018) <  
<https://www.bostonglobe.com/ideas/2018/03/22/comput>

<er-science-faces-ethics-crisis-the-cambridge-analytica-scandal-proves/IzaXxl2BsYBtwM4nxezgcP/story.html>>.

<sup>13</sup> Gartner Press Release 'Gartner Says Customer Data Ethics to Have Transformational Impact on Marketing in Five to 10 Years', (August 12, 2020) <  
<https://www.gartner.com/en/newsroom/press-releases/2020-08-12-gartner-says-customer-data-ethics-to-have-transformat>>.

<sup>14</sup> Hirsch, D et al., Ohio State Public Law Working Paper No. 522, Available at SSRN: <http://dx.doi.org/10.2139/ssrn.3478826>, 2019.09.

<sup>15</sup> 例えば、世界経済フォーラムがデロイトとサンタクララ大学マクラ应用倫理学センターの協力を得て作成した *Ethics by Design*(2020)はその一例である  
<<https://www.weforum.org/whitepapers/ethics-by-design-an-organizational-approach-to-responsible-use-of-technology>>.

<sup>16</sup> Randy Bean, 'Is The Business World Ready For A Chief Data Ethics Officer?' *Forbes* (July 13, 2020) <https://www.forbes.com/sites/ciocentral/2020/07/13/is-the-business-world-ready-for-a-chief-data-ethics-officer/?sh=3a50c1be675b>.

<sup>17</sup> Hirsch, D et al., *supra* note 14.

法的要請がないにもかかわらず、企業がデータ倫理に関して組織的な取り組みを行うのは、それがビジネス上の優位性につながると認識しているからである。具体的には、以下のような意義があるとされる<sup>18</sup>。

- ① 信頼・レピュテーションの維持向上  
データの不適切な取り扱いが企業のレピュテーションに深刻なダメージを引き起こす。データ倫理に取り組むことによりこうしたレピュテーションリスクを低減でき、顧客との信頼関係の構築が促進される。企業価値やレピュテーションの向上は優秀な人材の獲得にも資する。
- ② 規制への対応  
データに関わるテクノロジーは急速に発展・高度化が進むため、法整備は後追いになることが多い。そのため、データ保護やプライバシーに関わる規制の動向は流動的で長期的な展開を予測することが困難である。このような環境下では、法令遵守を超えて倫理的かつ慎重な行動をとることで規制を先取りすることになり、規制が厳格化した場合にも対応が容易になる。

このように米国では、データ倫理は企業経営ないし企業倫理 (corporate ethics/business ethics) の一分野として発展しつつあり、データを取り扱う企業にとって新たなかつ重要な経営上の課題であると認識されている<sup>19</sup>。

一方で、企業の取り組みは特定の倫理的・哲学的概念に立脚したものではなく、むしろ、社会の期待に応え責任ある公正な行動をするための努力であるとされている<sup>20</sup>。データ倫理の実践は拡大・定着しつつあるが、応用倫理学としての学術的議論や倫理理論と結びついたものではなく、両者の接続に関する意識は希薄である<sup>21</sup>。

また、企業によるデータ倫理の「制度化」が進むにつ

れて、企業による ethics washing や倫理原則の shopping が行われているとの批判もなされるようになってきている<sup>22</sup>。すなわち、企業によるデータ倫理の取り組みが拙速なデータ利活用やAI開発等に歯止めかけられているとはいえ、むしろ、倫理的課題に取り組んでいないとアピールして規制を回避し、倫理を骨抜きにしているとの指摘である<sup>23</sup>。とくにAI倫理に関する批判が目立つ。

- 3) データ倫理に関する学問的議論<sup>24</sup>  
データ倫理は、学問としては新興分野であり、データ倫理という学問領域をどのように捉えるかといった問題について研究者の間では議論がなされている段階にある。全体的に見て学問領域として現状では十分に体系化されていない。  
学問分野としてのデータ倫理は、発展途上でいまだ混沌とした段階にある。文献調査を通じて、データ倫理に関する議論は、抽象論と具体的実践に二極化しており両者の間の接続が乏しいことが把握された。データ倫理における第一人者のひとりであるルチアーノ・フロリディは、データ倫理学は、①データの倫理 (大規模データセットの収集と分析によってもたらされる倫理的な問題を取り扱う)、②アルゴリズムの倫理 (アルゴリズムの複雑さと自律性の増大によって生じる問題を取り扱う)、③実践の倫理 (データ処理、戦略、政策を担当する人々や組織の責任に関する喫緊の問題を取り扱う) という3つの軸によって構成されると整理する<sup>25</sup>。  
それぞれに関連する議論の内容を見ると、①データの倫理、②アルゴリズムの倫理に関しては、伝統的な倫理学的原理において前提とされていた、道徳的行為者性、意思、アイデンティティといった基礎的な概念が変容するという、ラディカルな哲学的主張が

<sup>18</sup> DAMA International (DAMA 日本支部・Metafind コンサルティング株式会社監訳)『データマネジメント知識体系ガイド第二版』(日経BP社、2018年); Hirsch, D et al., supra note 14.

<sup>19</sup>NewVantage Partners, Data and AI Leadership Executive Survey 2022: Executive Summary of Findings  
<[https://c6abb8db-514c-4f5b-b5a1-fc710f1e464e.filesusr.com/ugd/e5361a\\_2f859f3457f24cff9b2f8a2bf54f82b7.pdf](https://c6abb8db-514c-4f5b-b5a1-fc710f1e464e.filesusr.com/ugd/e5361a_2f859f3457f24cff9b2f8a2bf54f82b7.pdf)>.

<sup>20</sup> Hirsch, D et al., supra note 14.

<sup>21</sup> E. Bietti, "From Ethics Washing to Ethics Bashing: A Moral Philosophy View on Tech Ethics," in Journal of Social Computing, vol. 2, no. 3, pp. 266-283, September 2021, doi: 10.23919/JSC.2021.0031.

<sup>22</sup> van Maanen, G. AI Ethics, Ethics Washing, and the Need to Politicize Data Ethics. DISO 1, 9 (2022).

<https://doi.org/10.1007/s44206-022-00013-3>

<sup>23</sup> Wagner, Ben. "Ethics As An Escape From Regulation. From "Ethics-Washing" To Ethics-Shopping?". *BEING PROFILED: COGITAS ERGO SUM: COGITAS ERGO SUM: 10 Years of Profiling the European Citizen*, edited by Emre Bayamlioglu, Irina Baraliuc, Liisa Albertha Wilhelmina Janssens and Mireille Hildebrandt, Amsterdam: Amsterdam University Press, 2018, pp. 84-89. <https://doi.org/10.1515/9789048550180-016>

<sup>24</sup> なお、データ倫理の学問的議論における具体的論点やそれらの論点に関連する議論の詳細については別途発表を予定しているため本稿では立ち入らない。

<sup>25</sup> Floridi, Luciano and Taddeo, Mariarosaria, 'What is Data Ethics?' Philosophical Transactions of The Royal Society A Mathematical Physical and Engineering Sciences, Volume 374, Issue 2083, December 2016.

目立つ。一方で、③実践の倫理に関しては、内容・方法の双方に関して生命倫理学等すでに確立した分野の議論を下敷きにしたフレームワークや指針の提案が多く、実務的な規範としては穏当であるものの議論に新鮮味は見られない。また、①②に関するラディカルな主張と③が結びついていないように見える。そのため、③実践の倫理に関して議論されている規範の内容と、2) で示した企業等の取り組みにおいて倫理規範・原則として提示されている内容は、結果的に大きな違いは見られない。本プロジェクトでは、両者の議論で共通する規範を抽出してデータ倫理原則(案)(表2)として取りまとめた。これらの規範は、学問的な基礎づけや体系性を十分に獲得するには至っていないものの、現時点における議論の到達点であり、国際的な共通理解として今後の議論の基盤になるものであるといえる。

## (2) 国内の状況

国内では、パーソナルデータの利活用に伴う倫理的・社会的課題が注目を集めつつあるものの、具体的な取り組みは進展していない。パーソナルデータの利活用自体が限定的であり、利活用に関わる倫理的・社会的課題も欧米ほどには顕在化はしていない。データ倫理に対する関心や取り組みは萌芽的なものにとどまっている。

日本ではデータの整備、データの利活用環境の整備、実際のデータの利活用が十分に進んでこなかったとされる<sup>26</sup>。

総務省の国際比較調査(2020年度)によれば、国内企業におけるサービス等から得られるパーソナルデータの活用は拡大しつつあるものの、「積極的に活用している」及び「ある程度活用している」を合計しても5割弱にとどまり、米独と比べると低調である(図

表1)。<sup>27</sup>

その理由としては、データを取り扱う人材の不足や<sup>28</sup>日本社会全体でのデータに係るリテラシーの低さ、プライバシーに関する強い懸念等が指摘されている<sup>29</sup>。本プロジェクトで実施したヒアリング調査においても同様の認識は有識者の間で共有されていた。先に挙げた米国と比較すれば、日本の事業者は、全般的にパーソナルデータの利活用に抑制的である。パーソナルデータの取り扱いが不適切とされた事案は、リクルートキャリア事件<sup>30</sup>や破産者マップ事件<sup>31</sup>など、比較的少数にとどまっているが、これらの事案が注目を集めたことにより、パーソナルデータを安心安全に取り扱うことがこれまで以上に求められる<sup>32</sup>という一種の萎縮がうまれていることも指摘されている。

こうしたことから、国内の企業等の事業者は、パーソナルデータの利活用に関して慎重な立場をとる傾向が強く、保護と活用のバランスを検討するうえでは保守的に判断する事業者が多い<sup>33</sup>と指摘される。匿名加工情報(個人情報保護法)や匿名加工医療情報(次世代医療基盤法)、情報銀行などパーソナルデータの利活用を推進することを目的とした制度が近年相次いで導入されているが、いずれの制度も利用は進んでいない。

なお、国内でもAIに関しては、内閣府による「人間中心のAI社会原則」の策定(2019年)や関連企業によるAI倫理に関する取り組みが一定の広がりを見せている<sup>34</sup>。これらは基本的にAIの開発・利用に限局されたものであり<sup>35</sup>、すでにさまざまな形で検討や紹介が行われているため、本プロジェクトにおいては、立ち入った検討は行わなかった。

<sup>26</sup> 「包括的データ戦略」・前掲注1

<sup>27</sup> 「令和3年版情報通信白書」(総務省, 2021) <<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd112480.html>> 101 頁。

<sup>28</sup> 同上・102 頁。調査では、パーソナルデータの取り扱いや利活用に関する障壁として「データを取り扱う(処理・分析等)人材の不足」を選択する割合は日本の企業において3か国中もっとも高く、米独と比べて約2倍であった。

<sup>29</sup> 「包括的データ戦略」・前掲注1

<sup>30</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について(令和元年12月4日)」

<sup>31</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について(令和4年3月23日)」

<sup>32</sup> 株式会社社野村総合研究所「パーソナルデータの適正な利活用の在り方に関する実態調査(報告書)」(令和2年3

月) <

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal\\_date\\_report2019\\_1.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_date_report2019_1.pdf)> 5 頁。

<sup>33</sup> 同上・38 頁。

<sup>34</sup> 国内の取り組みについては、福岡真之介『AI・データ倫理の教科書』(弘文堂, 2022) が詳しい。

<sup>35</sup> AI倫理もデータ倫理の主要な関心の1つではある。フロリディは、データ倫理を、①データの倫理、②アルゴリズムの倫理、③実践の倫理という3つの軸により構成されるものと整理している。AI倫理は、これらのうち特にアルゴリズムの倫理に関わる領域といえる(Florida, Luciano and Taddeo, Mariarosaria, 'What is Data Ethics?' Philosophical Transactions of The Royal Society A Mathematical Physical and Engineering Sciences, Volume 374, Issue 2083, December 2016.)。

## 6. 政策的含意と提言

本プロジェクトでは、諸外国での議論の調査とその分析に基づいてデータ倫理原則（案）を提案した（図表2）。

国内の現状に照らし、データ利活用によるイノベーションの推進とその社会的受容という観点から、国内の事業者等において、法令に基づくデータの利活用を推進することを目的としてデータ倫理の観点を取り入れた組織的な取り組みを実践すること、その際にデータ倫理原則（案）を参照することを提案する。下記のような米国と日本との環境の違いを考えると、日本におけるデータ倫理の実践的意義は米国とは異なると思われる。

緩やかな法規制の下で企業が比較的自由にパーソナルデータを利活用していた米国では2018年以降の規制の厳格化や社会的批判・不信の高まりを受けて、データ利活用が停滞したものの<sup>36</sup>、同時にデータ倫理に関する関心が高まりを見せている。企業は法令遵守を超えたデータ倫理の取り組みを実践することで社会から信頼を獲得しつつ将来的な規制の厳格化に備え、データの利活用を推進しようとしている。こうした動きには、規制強化に対する企業の対抗手段という側面もあり、批判もなされている。

日本では、法規制自体が米国と比べれば厳格であるといつてよいが、実態としては、法律に書かれたルール自体の厳格さよりも、企業等がルールの運用に際して慎重かつ保守的な立場を取る傾向が強いことが、データ利活用が停滞する要因として大きいと思われる<sup>37</sup>。その背景として、2015年の個人情報保護法改正以降、個人情報保護関連法の解釈・運用や法制度そのものの一元化が進んだことにより<sup>38</sup>、分野ごとの事業活動やデータの内容に応じたパーソナルデータの取り扱いを実践しにくくなったことも指摘できるだろう。

法令の具体的な運用に関して、自主ルールを策定す

る取り組みも見受けられるようになってきてはいるものの、「自主ルールだけでは法的にお墨付きを得られるわけではないことから、訴訟やレピュテーションリスクをおそれて」活用に踏み出せないという認識や指摘もしばしば見られる<sup>39</sup>。

一方で、データ利活用によるイノベーションの推進という観点からは、法令の運用について規制当局による詳細なルールの設定を前提とすることは、技術の進展の早いデータ関連分野においては現実的でなく、国内の関連政策においても自主的な規範形成を取り入れたガバナンスのあり方が指向されつつある<sup>40</sup>。

このような日本の現状においては、企業等によるデータ倫理の取り組みが米国等で批判されているようなethics washingに陥るリスクは基本的に低いといえる。むしろ企業等においてデータ倫理の観点を取り入れた組織的な取り組みを実践しながら、事業活動やデータの内容に応じた具体的な取り扱いの規範を自主的に形成することは、社会の信頼を得ながら法令に基づいたデータ利活用を能動的に実践する基盤となることが期待され、意義があると考えられる。

## 7. おわりに

調査の結果、計画時の想定とは異なり、学問分野としてのデータ倫理は、発展途上でいまだ混沌とした段階であり、体系化や実践に資するフレームワークの検討は進んでいないこと、データ倫理に関する議論は抽象論と具体的実践に二極化しており両者の間の接続が乏しいこと等が把握された（このこと自体は、データ倫理の議論状況の把握として意義があるものと考えられる）。

本プロジェクトでは議論の現状を整理し、データ倫理の基本的な考え方を提示した。これらは、今後の関連分野の議論において共通の基盤になるものと考えられるが、上記のような議論状況から、かならずしも十分

<sup>36</sup> 総務省の調査によれば、米国では、パーソナルデータを「積極的に活用している」との回答が2019年度から2020年度にかけて減少している（図表1）。

<sup>37</sup> 背景としては、個人情報保護法等は法分野としての歴史が浅いため法令の解釈・運用に関する蓄積が少ないこと、さらには米国とは異なり、訴訟を通じた司法判断の積み重ねによる具体的なルール形成を期待しにくいといった日本特有の法環境も挙げることができる。

<sup>38</sup> 2015年の個人情報保護法改正に基づき個人情報保護委員会が設置された。これに伴い各省庁が所管する事業分野ごとに対象となる事業者を監督する主務大臣制が廃止され、監督権限が個人情報保護委員会に一元化された。また、令和3（2021）年の個人情報保護法改正により個人情報保護関連の3つの法律が一本化され、個人情報保

護法制の官民一元化が図られた。

<sup>39</sup> 株式会社野村総合研究所前掲注32・38頁。

<sup>40</sup> Society5.0における新たなガバナンスモデル検討会（経済産業省）「GOVERNANCE INNOVATION:

Society5.0の実現に向けた法とアーキテクチャのり・デザイン」（2020年7月）<

<https://www.meti.go.jp/press/2020/07/20200713001/20200713001-1.pdf>>, Web3.0研究会（デジタル庁）

「Web3.0研究会報告書」（2022年12月）

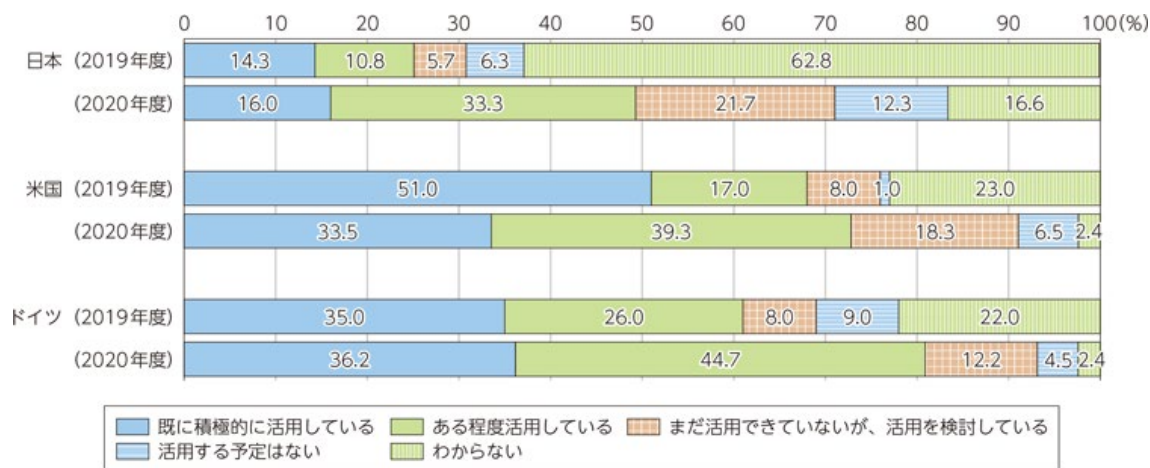
<[https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227\\_meeting\\_web3\\_report\\_00.pdf](https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a31d04f1-d74a-45cf-8a4d-5f76e0f1b6eb/a53d5e03/20221227_meeting_web3_report_00.pdf)> 8頁

な体系性を備えたものにはなっていない。体系性の  
要否そのものを含め、体系性の探求や理論と実践の  
接続は、今後の重要な課題になると考える。

#### キーワード

データ倫理, プライバシー, ビッグデータ, アルゴリズム, 個人情報





「令和3年版情報通信白書」(総務省, 2021)

図表 1

原則	意義
透明性	データの収集・処理を行う主体は、その活動および判断、さらにそのリスクや社会的、倫理的帰結について、当該データが扱われる個人に対して明瞭かつ説明可能でなければならないという原理。
公平性・平等	アルゴリズムやAIが既存の差別、偏見、社会的不平等などの再生産を行わないよう注意を向けるという原理。とくに社会的に弱い (vulnerable) 立場に置かれた者に対して負の効果が及ばないようにすることが重要となる。
答責性 (accountability)	アルゴリズムやAIの自動化された処理について、それを実行する主体ないし機関が、個人や社会に対して説明可能でなければならないという原理。
人間中心の設計	人間はつねに制度的利益や商業的利益に優先されなければならない、データ処理において中心に置かれなければならないという原理。
不利益の最小化	データの収集・処理によって生じる社会や人びとに対する不利益をあらかじめ特定し、最小化するよう措置をとらなければならないという原理。
エシックス・バイ・デザインとウェアネス向上	エシックス・バイ・デザインとは、データ等の倫理的問題が生じるプロジェクトを行う際に、体制、環境、チーム構築、ルール・メイキング等の段階から倫理的課題に取り組むことができるよう設計する取り組みである。倫理的なメンバーであっても他の事柄に注意が向けられると非倫理的な行為を行ってしまう危険があるところ、日常的に倫理的課題に目を向けるよう設計することで、こうした危険を未然に防止することが可能となる。

図表 2